



(様式3)

令和6年11月22日

宮津市議会議長 松浦 登美代 様

会派名 蒼 風 会

代表者名 坂 根 栄 六

政務活動費 陳情・視察・研修会参加報告書

1 視察・陳情・研修年月日 令和 6年 7月 23日 (火) ～ 7月 25日 (木)

2 陳情内容 (別紙参照)

- ①道路の埋設管撤去について
- ②浄化槽の普及対策
および実態に伴わない維持管理費の負担軽減等について
- ③観光施設のトイレ整備について
- ④給食費の無償化について
- ⑤空き家空き地対策について

3 陳情先

- ①国土交通省 道路局路政課長 菅原 晋也
- ②環境省 環境再生・資源循環局次長 角倉 一郎
- ③観光庁 参事官 (外客受入担当) 濱本 健司
- ④文部科学省 初等中等教育局健康教育・食育課
学校給食・食育係長 水野 拓美
- ⑤国土交通省 不動産・建設経済局 土地政策審議官グループ
土地政策課長 高山 泰
国土交通省 住宅局住宅総合整備課長 浦口 恭直

4 研 修 名 視察・省庁研修会

3 研 修 内 容

- ①若者支援について (視察)
- ②子ども子育て支援施策について
- ③国立・国定公園の制度と活用について
- ④法定外目的税 (新税) の導入について
- ⑤地方創生移住支援事業について
- ⑥給食費無償化の動向と不登校や発達障害等について
- ⑦我が国を取り巻く安全保障環境について

- | | |
|---------|---|
| 4 開催場所 | ①特定非営利活動法人サンカクシャ
②～⑦衆議院第2議員会館 |
| 5 実施機関 | ①特定非営利活動法人サンカクシャ
②こども家庭庁成育局
③環境省自然環境局
④総務省総務省自治税務局
⑤内閣官房デジタル田園都市国家構想実現会議事務局
⑥文部科学省初等中等教育局
⑦防衛省整備計画局、人事教育局、防衛政策局 |
| 6 参加者氏名 | 坂根栄六・長本義浩・横川秀哉・堀未季 以上4名 |
| 7 経 費 | 205,601円(51,400円/1人) |
| 8 添付資料 | 別添のとおり |

宮津市議会 蒼風会

要望活動及び研修 行程表

令和6年(2024年)

◆ 7月23日(火)

(往路)

宮津 7:30(丹鉄)→福知山 8:09 福知山 8:38(き8号)→京都 10:06
京都 10:21(の8号)→東京 12:33

15:00~17:00 特定非営利活動法人サンカクシャ
「学校や社会に馴染めず孤立しやすい若者サポート」
〒170-0012
東京都豊島区上池袋 4-35-12 3階
TEL 03-6905-8287

宿泊先：アパホテル浅草橋駅北
東京都台東区浅草橋 3-1-10
TEL 03-5833-9111

◆ 7月24日(水)

AM 省庁レクチャー研修会

8:50 衆議院第2議員会館 B1F 第8会議室 (講義30~40分+質疑応答20分)

① 子ども子育て支援施策について

9:00~10:00 子ども子育て支援施策の最新情報

(対応者) 子ども家庭庁

10:00~11:00 給食費無償化の動向・不登校や発達障害等の現状と今後の支援の動向・

地域で起こる支援の格差など

(対応者) 文部科学省

② 自然公園・国定公園の活用法について

11:00~12:00 自然公園・国定公園の活用法について

(現状と課題・規制内容・全国活用事例など) *都市公園は除く

(対応者) 環境省

12:00~13:00 昼食

PM 要望活動

- 13:30~13:45 道路局路政課 菅原課長、他
13:45~14:00 不動産建設経済局土地政策課 高山課長、他
14:10~14:25 住宅局住宅総合整備課 浦口課長、他
14:35~14:50 観光庁（外客受入）瀨本参事官
15:15~15:30 環境再生・資源循環局 角倉次長、他

宿泊先：アパホテル浅草橋駅北
東京都台東区浅草橋 3-1-10
TEL 03-5833-9111

◆ 7月25日(木)

(復路)

東京 18:09(の 445 号)→京都 20:21 京都 20:37(は 9 号)→宮津 22:30

AM 省庁レクチャー研修会

9:45 衆議院第2議員会館 B1F 第10会議室 (講義40分+質疑応答20分)

① 法定外目的税（新税）の導入について

10:00~11:00 新税の導入について（全国事例や手続きについて）法定外目的税・宿泊税
(対応者) 総務省

PM

② 東京一極集中の是正など移住定住について

11:00~12:00 東京一極集中の是正など移住定住について

(対応者) 内閣府地方創生推進事務局

12:00~13:30 昼食 *ニュー東京3名席予約済

③ わが国を取り巻く安全保障環境について

13:30~14:30 わが国を取り巻く安全保障環境について
(対応者) 防衛省

【令和6年度 蒼風会視察報告書】

視察日：令和6年7月23日（火）

視察先：特定非営利活動法人サンカクシャ

内 容：若者支援について

1. 視察目的・内容。考察

[目的]

15歳～25歳の親や身近な大人を頼れない若者を支援する団体。社会参画をイメージしてつけられた名前であり、若者が社会に参画し、生きぬいていけるように伴走型の支援を実践している団体である。

現代の暮らしの悩みが多様化する中、若者の支援に焦点を絞り、居場所の一つとして多様なサポートを展開している先進的な取り組みを研究することを目的とした。

[内容]

特定非営利活動法人サンカクシャは、15歳から25歳の親や身近な大人を頼れない若者を支援する団体である。

○活動の特徴

1. 居場所の提供

若者が安心して過ごせる「居場所」を提供している。豊島区上池袋にある「サンカクキチ」では、ゲームや漫画、eスポーツ施設を備え、若者がくつろげる環境を整えていた。

2. 住まいの支援

若者のためにシェアハウスや短期滞在型シェルターを運営している。シェアハウスでは共同生活を通じて社会性を養い、シェルターでは共同生活が難しい若者や一時的な住居が必要な若者に対して、プライバシーを確保しつつ孤独を防ぐための環境を提供していた。

3. 仕事のサポート

若者が働く自信を持てるよう、地域の企業と連携し、働く機会を提供していた。また、仕事探しや継続のための相談支援も行っていた。

4. 社会参画の促進

サンカクシャは「社会参画」をもじって名付けられた団体であり、若者が社会に参画し、

生き抜いていけるようにサポートしている。若者が自分の道を見つけ、社会とつながることを重視していた。

5. 個別対応の重視

若者一人ひとりの状況に応じた支援を行い、定期的な相談や面談を通じて、生活サポートや時には社会生活上での意欲喚起も行い、一緒に考える支援を行っていた。

また、地域の大人たちが若者をサポートする「オトナリサン」という枠組みを設けていた。近所の人々が気軽に力を貸してくれるような感覚で、若者を支援するネットワークを広げることを目指していた。

[考察]

支援というと、支援する側とされる側というように無意識に分かれてしまいがちだが、サンカクシャの皆さんは、若者と同じ目線で接することを重視し、フラットな関係性を築かれており、若者が安心して相談できる「実家」のような居場所と環境を提供されていた。

また、1人あたり約3年は伴走支援に時間を要するようで、長期間にわたった個別のサポートをすることで、若者が自信を持って自立できるように支援をされていた。

若者が自由に過ごせる「タマリバ」などの居場所を複数運営しており、そこではボランティアと共にゲームをしたり食事をしたりすることで、社会との繋がりを自然に得ることができる流れができていた。

若者が孤立せずに社会に参画できるよう、多面的な支援を行っていることや、支援者側の年齢も20代後半から30代頃までと若く、そうしたことも若者が支援に繋がる要素に大きく影響している印象であった。

宮津市では、10代以降の居場所や若者支援がほとんどなく、社会との繋がりが途絶えてしまうと、貧困や教育機会の不足、労働市場や社会保障からの排除といった問題に繋がっていく。これらの問題は、若者が自立し、社会に参加することを妨げる要因となるが、今の制度では支援は充分とは言えない。

まずは、こうした若者支援の必要性への理解を官民で行っていくこと。そして、民間で居場所や支援への取り組みに挑戦しやすくするバックアップ体制等、行政ができる下支えを模索することも必要だと考える。

また、地方である宮津市は、支援のリソースが不足する等、都市部との格差が大きな課題でもある。これらの課題については、若者支援政策の拡充や関係機関の連携強化が必要とされるので、今ある施設や仕組みの見直しも大切だと感じた。。

【令和6年度 蒼風会視察報告書】

視察日：令和6年7月24日（水）

視察先：こども家庭庁 長官官房総務課

成育局 保育政策課

成育環境課

内 容：子ども子育て支援施策について

1. 視察目的・内容・考察

[目的]

子ども子育て支援法改正が成立したことに伴い、子ども子育て支援施策の最新情報を得ることにより、国の動向を把握し、今後の当市の取組みの研究とすることを目的とした。

[内容]

子ども子育て支援法改正のポイントについて

1. ライフステージを通じた経済的支援の強化

①児童手当の抜本的拡充として

令和6年10月分から全てのこどもの育ちを支える基礎的な経済支援としての位置づけを明確化

- ・所得制限を撤廃、支給期間を18歳年度末（高校生年代）まで延長、第3子以降は3万円とし、支給回数を年6回になる。

第1子・第2子 3歳未満：月額1万5千円、3歳～高校生年代：月額1万円

第3子以降：月額3万円

- ・新たに多子加算を受けられる受給者を規定

18歳年度末以降～22歳年度末までの子について、監護に相当する世話等をし、生計費を負担している受給者にかかる支給額を規定（いわゆる子のカウント方法の見直し）がされた。

②妊婦の為の支援給付の創設（市町村での伴走型相談支援と組み合わせて行う）

10万円相当の経済的支援

（妊娠・出産育児関連用品の購入・レンタル費助成、サービス等の利用者負担軽減のクーポン等で受け取れるようにすることは可能）

2. 全てのこども・子育て世帯への支援の拡充

①妊婦等包括相談支援事業の創設

②乳児等のための支援給付（こども誰でも通園制度）の創設

利用対象者は、満 3 歳未満で保育所等に通っていないこどもとし、月一定時間までの枠の中で、時間単位等で柔軟に通園が可能な仕組み（令和 8 年 4 月給付化）

③児童扶養手当の第 3 子以降の加算額の引上げ（令和 6 年 11 月分から）

3. 共働き・共育での推進

①出生後休業支援給付（育休給付率を手取り 10 割相当に）

②育児時短就業給付（時短勤務時の新たな給付）

・ 2 歳未満の子を養育するため、時短勤務中に支払われた賃金額の 10%を支給

③育児期間中の国民年金保険料免除措置の創設

その他、産後ケア事業の提供体制の整備、ヤングケアラーに対する支援の強化として子ども・若者育成支援推進法に明記される。

[考察]

今回の子ども子育て支援法改正に伴う施策以外に、今後新たに出てくるのかの問いについては、今回の施策をベースに改善をはかるとのことであった。

資金援助も重要だが、三世代同居での子育て推進や専業主婦（夫）に向けた施策があってもいいのではと感じた。

課題が地域によって異なる部分もあることから自治体独自の施策が打てるような予算措置も必要と感じた。

【令和6年度 蒼風会視察報告書】

視察日：令和6年7月24日（水）

視察先：文部科学省初等中等教育局 健康教育・食育課
児童生徒課
特別支援教育課

内 容：給食費無償化の動向と不登校や発達障害等について

1. 視察目的・内容・考察

[目的]

給食費無償化の動向と不登校や発達障害等の現状と今後の支援の動向・地域で起こる支援の格差など、国の動向を把握し、今後の当市の取組みの研究とすることを目的とした。

[内容]

1. 給食費の無償化について

(1) 学校給食の実施状況

学校給食を実施している小中学校（国公私）は令和5年5月1日現在で小学校は99.1%、中学校は91.5%である。

ただし、公立中学校における完全給食実施率（生徒ベース）では、低い県で67.1%、高い県で100%であり地理的なことで実施率に違いがあること、公立学校で完全給食を実施していない主な理由は他の施設で昼食が提供されることが実態調査でわかった。

また、喫食数ベースでは、小学校99.6%、中学校89.2%、特別支援学校で88.9%であり、給食実施校においても約285,000人（夜間定時制高校を除く）が給食の提供を受けていない。

(2) 学校給食に係る経費の負担

法令上では、学校急所奥の実施に必要な施設・設備に要する経費及び人件費は、学校設置者の負担。学校給食費（食材費）は、保護者負担である。ただし、無償化を妨げるものではない。

令和5年9月1日現在で学校給食費無償化実施自治体は、722/1,794自治体。うち、547自治体（約30%）で小中学生全員が対象となっている。

その無償化の財源は、自己財源（ふるさと納税、寄附金以外）：475自治体。地方創

生臨時交付金：233 自治体。ふるさと納税：74 自治体となっている。

(3) 学校給食費

令和 5 年 5 月現在、完全給食の平均月額、公立小学校で 4,688 円、公立中学校で 5,367 円となっている。

都道府県間（小学校：滋賀県 3,933 円、福島県 5,314 円、中学校：滋賀県 4,493 円、富山県 6,282 円）では、1.4 倍の開きがる。

(4) 経済的困窮者に対する支援

生活保護の教育扶助（国 3/4）、要保護者への就学援助（国 1/2）、準要保護者への就学援助（地方財政措置）となっている。

(5) 今後の動向

学校給食費等の保護者負担の軽減の支援について、物価高騰対応として重点支援地方創生臨時交付金の拡充により、きめ細かく講ずることを検討するとされている。

2. 不登校児童生徒について

(1) 不登校の状況について（令和 4 年）

不登校児童生徒数は約 36 万人と過去最多を記録している。そのうち、小中学校における不登校児童生徒は約 29 万 9 千人で過去最高となっている。

また、小中学校での不登校生徒児童のうち、90 日以上欠席者は約 16 万 6 千人、学校内外で相談や指導等を受けていない児童生徒も約 11 万 4 千人である。

1,000 人当たりの不登校児童生徒の全国平均は 31.7 件で、京都府は 30.0 件である。

(2) 不登校児童生徒への支援の在り方について

<不登校児童生徒への支援に対する基本的な考え方>

不登校生徒児童への支援は、学校に登校するという結果のみを目標にするのではなく、社会的に自立することを目指す必要がある。また、不登校の時期が休養や自分を見つめなおす等の積極的な意味を持つことがある一方で、学業の遅れや進路選択上の不利益や社会的自立へのリスクが存在することに留意することとしている。

特に義務教育段階の学校は、その役割が極めて大きいことから、学校教育の一層の充実を図る為の取組みが重要である。既存の学校教育になじめない児童生徒については、学校としてどのように受け入れていくかを検討し、なじめない要因の解消に努める必要がある。

(3) 誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策「COCOLOプラン」について

①不登校児童生徒の全ての学びの場を確保し、学びたいと思った時に学べる環境を整える。

- ・不登校特例校の設置促進「学びの多様化学校」に改称
- ・校内教育支援センター（スペシャルサポートルーム等）の設置促進
落ち着いた空間で学習・生活できる環境を学校内に設置
- ・教育支援センターの機能強化
業務委託を通して、NPOやフリースクール等との連携を強化。オンラインによる広域支援。メタバースの活用について、実践事例を踏まえ研究。
- ・高等学校等における柔軟で質の高い学びの保障
不登校の生徒も学びを続けて卒業することができるような学びを可能に
- ・多様な学びの場、居場所の確保
こども家庭庁とも連携。学校・教育委員会等とNPO・フリースクールの連携強化。夜間中学や公民館、図書館等も活用。自宅等での学習を成績に反映。

②心の小さなSOSを見逃さず、「チーム学校」で支援する。

- ・1人1台端末を活用し、心や体調の変化の早期発見を推進
- ・「チーム学校」（教師・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー・養護教諭等が専門性を発揮して連携）
- ・一人で悩みを抱え込まないよう保護者を支援

③学校の風土の「見える化」を通して、学校を「みんなが安心して学べる」場所にする。

- ・学校の風土と欠席日数には関連を示すデータがある
- ・学校で過ごす時間の中で最も長い「授業」を改善し、子どもたちの特性に合った柔軟な学びを実現

3. 発達障害のある児童生徒への支援について

(1) 通級を受けている児童生徒数（高校含む）は、令和3年度で138,799人と年々増加傾向で、内訳は言語障害が47,175人と最も多く、続いて注意欠陥多動性障害38,656人、自閉症36,760人、学習障害34,135人、情緒障害24,554人、難聴2,099人、弱視239人、肢体不自由159人、病弱・身体虚弱102人となっている。

また、通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査結果では、平成24年の調査と比較し、「学習面又は行動面で著しい困難を示す」

の項目では、6.5%から8.8%と微増、「不注意」又は「多動性一衝動性」の問題を著しく示すの項目では、3.1%から4.0%と微増、「対人関係やこだわり等」の問題を著しく示すの項目では、1.1%から1.7%と微増している。ただし、本調査は発達障害のある児童生徒の割合を示すものではなく、特別な教育的支援を必要とする児童生徒の割合を示すものである。

- (2) 通常の学級に在籍する障害のある児童生徒への支援の在り方に関する検討会議報告の概要では、上記のことを踏まえ、全ての学級に特別な教育的支援が必要な児童生徒が在籍している可能性や校内委員会の機能が十分に発揮されていないこと、児童生徒や保護者の送迎などの負担やより専門的な支援が必要などのことから校内委員会の機能強化を図ることとしている。

具体的には、

- ① 校内支援体制の充実として、対象児童生徒を幅広く把握すること。
- ② 自校通級や巡回指導を促進すること。
- ③ 特別支援学校のセンター的機能の充実として、専門的な知見や経験等を有する特別支援学校からの小中高等学校への支援すること。
- ④ インクルーシブな学校運営モデルの創設として、特別支援学校を含めた2校以上で連携し、障害ある児童生徒と障害のない児童生徒が交流及び共同学習を発展的に進める学校をモデル事業として支援すること。

- (3) その他

- ① 障害のある子供の教育支援の手引き
- ② 通級による指導を担当する教師のためのガイド
を文部科学省のホームページで公開している。
- ③ 発達障害ナビポータル
を参照くださいとのことであった。

[考察]

○給食費の無償化について

学校給食に関する全国の状況や国の動向を把握することができた。当時の岸田総理の発言から、物価高騰対策での地方創生臨時交付金の活用が当面の考えのようであったが、自治体間比較・格差が出ないように、地方議会でも不毛な議論がなされないように全国一律で無償化となるよう財源の在り方について意見を伝え要望した。

○不登校児童生徒について

不登校の児童生徒が年々増加しているが、「COCOLOプラン」といった誰一人取り残

されない学びの保障に向けた不登校対策をされている。学習環境や学力も必要だが、名古屋市に見られるキャリアナビゲーターのように不登校の児童生徒への人生の目標というか将来何になりたいかといったことをサポートしていく要素が重要ではないかと思う。

○発達障害のある児童生徒への支援について

年々増加しているが、発達障害の方の対応にもその理解や専門性・経験など現場に求められているものが多くなっているように思う。発達障害に至る本質的なものが何であるのか、増加している背景に何があるのか、そういったことへの対策もまた必要ではなかろうか。

【令和6年度 蒼風会視察報告書】

視察日：令和6年7月24日（水）

視察先：環境省自然環境局 国立公園課
自然環境整備課

内 容：国立・国定公園の制度と活用について

1. 視察目的・内容・考察

[目的]

本市では、丹後半島沿岸地区、世屋高原地区、大江山連峰地区と3カ所が、丹後天橋立大江山国定公園として、平成19年8月に指定を受けた。

自然公園としてのトレッキングコース、アウトドア施設等、公園法の規制が掛かる中、有効活用が出来ないか調査研究を目的とした。

[内容]

(1) 自然公園法の目的（第1条）

優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図り、もって国民の保健、休養及び教化に資するとともに生物の多様性の確保に寄与する。

(2) 自然公園の定義（第2条）

国立公園 全国 35カ所

- * 我が国の風景を代表するに足りる傑出した自然の風景地
※海域の景観地を含む
- * 環境大臣が指定
- * 環境大臣が管理

国定公園 全国 57カ所

- * 国立公園に準ずる優れた自然の風景地
- * 環境大臣が指定
※都道府県の申出が必要
- * 都道府県が管理

都道府県立自然公園

- * 優れた自然の風景地
- * 都道府県が指定

※都道府県条例による指定

* 都道府県が管理

地域制自然公園

採用国 日本、イギリス、イタリア、韓国等

特徴 土地所有の有無にかかわらず、公園管理者が区域を定めて指定し、
公用制限を実施

メリット 公園指定に当たって、土地を取得する必要がなく、広大な地域の
保全が可能

デメリット 土地所有者の私権や地域社会への配慮が必要、厳正な自然保護は
困難

管理体制 複層的な地域管理 管理体制は国によって様々

公園計画 [保護]と[利用]の面から定める[規制]と[事業]の計画

規制に関する計画 保護規制 各種行為の規制 (特別保護区 特別地域等)
利用規制 マイカー規制等

事業に関する計画 保護施設 保護のための施設 (自然再生施設 植生復元施設等)
利用施設 利用のための施設 (園地 野営場 宿舎 スキー場等)

公園事業 国立公園の保護又は利用のための施設の整備は、公園計画に基き、公園
事業の執行として積極的に推進
公園事業は国が執行するものとし、他の主体は公園事業の一部を室こ
うすることができる

公園計画⇒事業決定⇒事業執行

- * 環境省の直轄整備
- * 環境省以外の国の機関整備 (協議)
- * 地方公共団体の整備 (協議)
- * 民間事業者の整備 (認可)

利用のための施設

道路（車道、歩道等）、駐車場、園地、宿舎、野営場、博物展示施設（ビジターセンター棟）、スキー場、乗馬施設、避難小屋、展望施設、公衆便所、動物園、植物園、など

保護のための施設

植生復元、自然再生など

自然環境整備交付金（国定公園等整備事業）

地方公共団体が交付金事業として整備

国立公園等多言語解説等整備事業

【背景・課題】

令和5年度予算（案） 4.0億円（1.4億円）（拡充）

国立公園、国定公園等の自然体験拠点における案内板やビジターセンター・世界遺産センター等の展示物については、主に日本語での解説が多く、外国人旅行者に国立公園等の自然などの魅力が十分伝わらない。また、国立公園では一定の英語解説文整備が進みつつあるものの、利用者の多様な言語には未対応であり、国定公園等では英語解説文整備が十分進んでいない。

訪日外国人利用者が多く見込める自然体験拠点における多言語化の効果を高めるには、国立公園、国定公園等の自然体験拠点において取り組みを進めることが必要。

【事業内容】

これまでの観光庁多言語事業の成果を活用しつつ、国立公園、国定公園、長距離自然歩道等の案内板やビジターセンター等の展示物、その他各種関係コンテンツ等について、ICTなども活用し、英語・中国語・韓国語等の多言語にて、外国人目線で分かりやすく魅力的な多様な解説整備をエリア一帯で促進。

【効果】

各国立公園等にて魅力的な多言語解説が整備されることによる、訪日外国人の国立公園、国定公園等での体験滞在の満足度の向上、滞在の長時間化、ひいては消費額の増大に資する。

【事業実施スキーム】

<直轄> 環境省 → 民間事業者

<補助> 環境省 → 中間執行団体 → 地方公共団体、DMO、補助率：2／3 観光協会、

民間事業者等

【補助要件】

<国立公園>観光庁多言語解説支援事業で作成した解説文を活用すること。

<国立公園以外>観光庁の作成指針等に基づき解説文を制作すること。

[考察]

国定公園での新たな施設整備では、単独での古い施設の除却等は不可能であるが、新たに野営場などの施設を一緒に行うのであれば可能、また、あくまでも事業主体は地方公共団体であり地域との協議体では不可能である。

遊歩道等の整備を地方公共団体が行い、完成後に地域に譲渡するとしても財産処分になり、環境大臣の許可が必要になる。

国定公園内の民地の活用については、第2種特別地域までなら建物のデザイン、規模にもよるが許可されるケースもある、市町村の建築基準、建築用途指定条例の範囲内であれば可能である。

天橋立公園内でのビジターセンターの建設は可能ということがわかった。

【令和6年度 蒼風会視察報告書】

視察日：令和6年7月25日（木）

視察先：総務省自治税務局企画課

内 容：法定外目的税（新税）の導入について

1. 視察目的・内容・考察

[目的]

自主財源の少ない本市において、法定目的税として入湯税の徴収を行っているが、特別徴収義務者の割合が少ない中、観光入込客数増加により定住人口以上の社会（観光）インフラ整備が必要であり、一定来訪者（宿泊者）に負担を求める宿泊税の導入検討に向けた調査研究を目的とした。

[内容]

（1）法定外税について

地方団体は地方税法に定める税目（法定税）以外に、法定外税を条例により新設することが出来る。

平成12年4月の地方分権一括法による地方税法改正により、法定外普通税の許可制が同意を要する協議制に改められるとともに新たに法定外目的税が創設された。

また、平成16年度税制改正により、既存の法定外税について、税率の引き下げ、廃止、課税期間の短縮を行う場合には総務大臣への協議・同意の手続きが不要となったほか、特定の納税義務者に係る税収割合が高い場合には、条例制定前に議会でのその納税者の意見を聴取する制度が創設された。

* 1 法定外普通税

その収入の用途を特定せず、一般経費に充てるために課される税。

地方税法により法定されているものを法定普通税、それ以外のもので地方団体が一定の手続き、要件に従い課すものを法定外普通税

* 2 法定外目的税

特定の費用に充てるために課される税、地方税法により税目が法定されているものを法定目的税、それ以外のもので地方団体が一定の手続き、要件に従い課すものを法定外目的税

（2）法定外税の状況（全国）について

令和4年度決算額 731億円（地方税収額に占める割合0.17%）

法定外普通税 538億円、法定外目的税 193億円

① 法定外普通税の税目

（都道府県）

石油価格調整税、核燃料税、核燃料等取扱税、核燃料物質取扱税、再生可能エネルギー地域共生促進税

（市区町村）

別荘等所有税、歴史と文化の環境税、使用済核燃料税、狭小住戸集合住宅税、空港連絡橋利用税、宮島訪問税、非居住住宅利活用促進税

② 法定外目的税の税目

（都道府県）

産業廃棄物税、宿泊税、乗鞍環境税

（市区町村）

遊漁税、環境未来税、使用済核燃料税、環境協力税、開発事業等緑化負担税、宿泊税

（3）法定外普通税又は法定外目的税の新設又は変更に対する同意に係る処理基準及び留意事項等については以下のとおり

処理の基本的事項 総務大臣は、以下に掲げる事由のいずれかがあると認める場合を除き、これに同意するものとする。

- ① 国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく荷重となること。
- ② 地方団体間における物の流通に重大な障害を与えること。
- ③ ①及び②に掲げるものを除くほか、国の経済施策に照らして適当でないこと。

（4）基本的事項に係る考慮すべき事項等

①から③までの事由については、それぞれ次のことに留意するものとする。

- ① 「国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること」については、「国税又は他の地方税と課税標準を同じくし」とは、実質的に見て国税又は地方税と課税標準が同じである場合を含むものであり、「住民の負担が著しく過重となること」とは、住民（納税者）の担税力、住民（納税者）の受益の程度、課税を行う期間等から判断して明らかに、住民の負担が著しく過重となると

認められることをいうものである。

- ② 「地方団体間における物の流通に重大な障害を与えること」とは、課税の目的、内容及び方法、流通の状況、流通価格に与える影響等から判断して、当該法定外税が内国関税的なものであるなど、地方団体間における物の流通に重大な障害を与えると認められることをいうものである。
- ③ 「国の経済施策に照らして適当でないこと」については、「国の経済施策」とは経済活動に関して国の各省庁が行う施策（財政施策および租税施策を含む。）のうち、特に重要な、又は強力に推進を必要とするものをいい、「国の経済施策に照らして適当でないこと」とは、課税の目的、内容及び方法、住民（納税者）の担税力、住民（納税者）の受益の程度、課税を行う期間、税収入見込額、特定の者によって惹起される特別な財政需要に要する費用のために負担を求める税については当該税収を必要とする特別な財政需要の有無等の諸般の事情から判断して、国の経済施策に照らして適当でないことをいうものである。

（５） 法定外税の検討に際しての留意事項

法定外税については、税に対する信頼を確保し、地方分権の推進に資するものとなるよう、その創設に当たって、税の意義を十分理解のうえ、慎重かつ十分な検討が行われることが重要であり、特に、次のことに留意すべきである。

- ① 地方公共団体の長及び議会において、法定外税の目的、対象等からみて、税を手段とすることがふさわしいものであるか、税以外により適切な手段がないかなどについて十分な検討が行われることが望ましいものであること。
- ② 地方公共団体の長及び議会において、その税収入を確保できる税源があること、その税収入を必要とする財政需要があること、公平・中立・簡素などの税の原則に反するものでないこと等のほか、徴収方法、課税を行う期間等について、十分な検討が行われることが望ましいものであること。
- ③ 法定外税の課税を行う期間については、社会経済情勢の変化に伴う国の経済施策の変更の可能性等にかんがみ、税源の状況、財政需要、住民（納税者）の負担等を勘案して、原則として一定の課税を行う期間を定めることが適当であること。
- ④ 法定外税の創設に係る手続の適正さを確保することに十分留意し、納税者を含む関係者への十分な事前説明を行うことが必要であること。特に、特定かつ少数の

納税者に対して課税を行う場合には、納税者の理解を得るよう努めることが必要であること。なお、地方税法第 259 条第 2 項、第 669 条第 2 項及び第 731 条第 3 項の規定により、都道府県又は市町村の議会において特定納税義務者から意見聴取を行う場合には、別途通知した「法定外普通税又は法定外目的税の新設又は変更に係る特定納税義務者に対する意見聴取について」（平成 16 年 5 月 19 日総税企第 73 号）を踏まえて意見聴取を実施すること。

[考察]

現在本市では、入湯税の超過課税による税収増の取組について検討されている。

令和 5 年度では特別徴収義務者（施設）31 人 入湯人員 227,678 人 税収 34,151,700 円であり、特別徴収義務者からの入湯税についての意見を聞く中、全国的に宿泊税の導入が検討されている。

本市において、令和 5 年度末現在、旅館、簡易宿泊、民泊等の施設数約 140 施設（一部廃業等含む）であり、これらの施設に宿泊された方から法定外税としての宿泊税徴収で税収増につながると考える。

しかし、宿泊施設ごとの単価の違いがあり、宿泊単価での一律課税の導入は現実的ではなく、納税者を含む関係者への十分な事前説明を行うと共に、課税免除等の措置、宿泊単価での税率の区別も必要と考える。

また、近隣市町の観光地との差別化をどの様にし、宮津の魅力発信を行い、宿泊客を宮津に呼び込むのか今後の大きな課題であり、官民一体となつての検討が必要かと考える。

【令和6年度 蒼風会視察報告書】

視察日：令和6年7月25日（木）

視察先：内閣官房デジタル田園都市国家構想実現会議事務局
内閣府地方創生推進事務局

内 容：地方創生移住支援事業について

1. 視察目的・内容・考察

[目的]

東京一極集中が進む中、移住定住促進を始めとする地方創生について国の考え方を伺うとともに、それに係る施策や取組みについて学ぶことにより、少子高齢化と人口減少が著しい宮津市の今後に関わる政策のヒントを見出せるような勉強会とすることを目的とした。

[内容]

① 東京一極集中の現状とその要因について

東京圏への一極集中の要因として「同じ会社や業種でもやりがいのある仕事は東京圏に多い」と感じるなど、若者は仕事に関し東京圏に対して良いイメージを抱いている。

また娯楽・レジャー・文化・芸術などに触れる機会が多く、生活環境全般に関しても良いイメージを抱いている。

② 地方移住への関心と懸念について

東京圏在住者のうち、地方移住に関心を持つ層は全年齢層で増加している。特に20歳代が顕著。関心理由として「自然豊かな環境に魅力を感じたため」との回答に次いで「テレワークによって地方でも同様に働ける」との回答が多い。

また子育てに適した自然環境、子どもの教育・知力・学力向上が上位にあがる。一方で地方移住の懸念では仕事や収入をあげる割合が最も高い。

③ 人々の意識・行動変容について

NPO法人ふるさと回帰支援センターへの移住相談件数は、特に2014年の「まち・ひと・しごと創生法」の成立以降着実に伸びており、2023年は過去最多の59,276件（対前年比13.3%増）となっている。

④ 地方創生移住支援事業について

地方へのU I Jターンによる起業・就業者の創出等をデジタル田園都市国家構想交付金により支援。事業概要は東京23区に在住又は勤務の方が、地方へ移住して起業や就業

を行う場合に移住支援金を支給。京都府は低調。

また、大学生等が地元企業への就職活動で最も障害に感じていることとして「地元への交通費」があげられることから、地方創生の観点から、東京都内に本部を置く大学の学生が卒業時に地方へU I J ターンすることを促進するため地元企業への就職活動に対する交通費の支援をR 6年拡充し、また実際に地方に移住する際にかかる移転費への支援をR 7 拡充予定である。

⑤ 地方自治体の取組みの成功例について

長野県小布施町、山梨県身延町、鳥取県琴浦町、岡山県和気町、高知県室戸市、宮崎県綾町等の移住定住施策や関係人口の創出と拡大に係る取組みをレクチャー。

[考察]

国をあげて地方創生に乗り出してはいるが、現在のところ東京圏への一極集中は続いており抜本的な解決にはなっていないことを実感。コロナ禍によってテレワーク等の働き方改革が一定進んだものの、東京圏に住む若者が地方移住について考える時、仕事（職場）の総量がそもそも少ないことや、思っているほど収入が得られないこと等懸念が大きい。

一方で豊かな自然環境は子育て世代も魅力を感じているようで、我が町のセールスポイントを明確に打ち出す必要がある。移住推進の施策は規模の小さな町村のほうが先進的であることが多いが、国の支援を十分絡めた上で宮津市独自（独創的・先進的）の施策を拡充する必要がある。

【令和6年度 蒼風会視察報告書】

視察日：令和6年7月25日（木）

視察先：防衛省 整備計画局防衛計画課

施設計画課

防衛政策局調査課

人事教育局人事計画・補任課

人材育成課

内 容：我が国を取り巻く安全保障環境について

1. 視察目的・内容

[目的]

現在世界情勢に急激な変化が起きている中、わが国を取り巻く安全保障環境がどのような現状なのかをご教示いただき、今後においても我々の責務である市民の安心と安全が守れるよう情報交換するとともに、国の考え方や現状、防衛構想を学ぶことを目的とした。

[内容]

① 我が国を取り巻く安全保障環境について

我が国は中国、北朝鮮、ロシアに隣接。尖閣諸島、台湾、南シナ海等をめぐる問題に直面。しかしながら主要国と国防費を比較してもかなり低く、対GDP比では最低。中国は国防費の高い水準での増加を背景に海上・航空戦力や核・ミサイル戦力を広範かつ急速に強化。また、北朝鮮による核実験・弾道ミサイル発射事案はかつてない高い頻度で繰り返され国際社会に対する挑発を一方向的にエスカレート。極東方面におけるロシア軍の動向、特に中露軍事協力は我が国にとって脅威。

② 認知領域を含む情報戦について

近年一部の国が対象国内を混乱させることや、自国の評判を高め、対象国の評判を貶めることを目的として、偽情報の拡散等の情報戦を実施。有事はもとより現段階から、情報機能を強化し多様な情報収集能力を獲得し、諸外国による偽情報の流布を始めとしたあらゆる脅威に対しその真偽や意図等を見極め、様々な手段で無力化等の対処を行うとともに、同盟国との連携のもとあらゆる機会を捉え、適切な情報を迅速かつ戦略的に発信する。

③ 陸上・海上・航空自衛隊の体制について

陸上・海上・航空自衛隊の令和5年度末における部隊編成及びその保有戦力の詳細を確認。

④ 自衛隊施設の強靱化について

各施設の持続性・強靱化に係る過去と現状を分析。施設の機能・重要度に応じた構造強化及び離隔距離確保のための再配置・集約化等を含んだマスタープランを作成。京都府における自衛隊施設の整備状況と整備計画の詳細について説明。

⑤ 自衛官の募集に資する施策について

転職市場を重視し民間の業務経験者をR6より「キャリア採用幹部」に名称を改め募集。転職サイトやイベントの活用。任期制自衛官の魅力向上や募集態勢の強化。自衛官の処遇改善に努め、手当の新設や増額をR6年度予算に計上。生活・勤務環境の改善に努める。

[考察]

ロシアのウクライナ侵攻を始め、中露軍事協力、台湾有事への懸念、北朝鮮の挑発、極東方面におけるロシア軍の動向等、我が国を取り巻く安全保障が脅かされている。現在の中国の軍事力増強の内容や、中国が我が国周辺海空域でどのような軍事的活動をしているのか説明を受けた。

また北朝鮮による核実験や弾道ミサイル発射の事案や極東方面におけるロシア軍の動きは緊急事態にも匹敵する状況である。更なる軍事力の強化はもとより、近代顕著になっている情報戦の観点からもまずは国防費の増強が不可欠。

また陸上・海上・航空自衛隊の部隊編成及びその保有戦力の説明を受け、各種脅威に対する施設の強靱化の重要性を学んだ。自衛隊は国防の要であるが、その自衛官の処遇や生活・勤務環境の改善は喫緊の課題である。

要望書

京都府宮津市議会蒼風会

令和6年7月

はじめに

世界情勢は刻々と変化し先が見通せない時代の中で、我が国日本においても少子高齢化・人口減少の問題だけでなく、農業やエネルギーの自給率、能登半島地震をはじめ今後可能性として高い首都直下型地震や南海トラフ沖地震などの災害対策、隣国の有事の懸念など様々な課題を抱えています。諸課題が多々ある中、我が国日本の発展の為に日夜ご尽力いただいておりますことに改めて感謝申し上げます。

また、地方への配慮や宮津市政の推進に格別の御支援を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、私たち宮津市議会 会派 蒼風会は、自民党・無所属系で構成し、活動しています。

今回、市民の声を元に要望書を作成しておりますが、全国の小さな自治体であれば同じ課題となると思われる事項としても参考にしていただき、課題解決に向けてお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

令和6年7月24日
京都府 宮津市議会 蒼風会

幹事長

坂 根 栄 六

長 本 義 浩

横 川 秀 哉

堀 未 季

目次

要望事項一覧

1. 道路の埋設管撤去について . . . P 3
2. 浄化槽の普及対策および実態に伴わない
維持管理費の負担軽減等について
. . . P 4
3. 観光施設のトイレ整備について . . . P 5
4. 給食費の無償化について . . . P 6
5. 空き家空き地対策について . . . P 7

1. 道路の埋設管撤去について

LP ガスを取り扱う地方の中小零細事業者においては、人口減少やオール電化などエネルギーの多様化により消費者ニーズの変化の影響を受け、集中配管から戸別単独型へ、その対応を余儀なくされています。このことから、これまでの公道における地中埋設管が不要となり、撤去及びそれに伴う原状復旧費等に係る多額の費用が発生することになります。

資本力のある大企業であればこれに対応しやすいですが、地方の中小零細事業者においては、この多額の費用により、経営が圧迫され窮地に至る恐れが非常に高くなります。また、仮に倒産に至った場合には、地中に埋設管が残ったままになり、老朽化により道路が陥没し、事故が発生する可能性もあります。

については、埋設管の撤去及び道路の原状復旧に対して、補助制度の創設など特段のご配慮をお願いします。

2. 浄化槽の普及対策および実態に伴わない維持管理費の負担軽減等について

現在の浄化槽法における複数戸の共同設置においては、不特定多数となるため人槽の把握が困難となることから不可能と聞き及んでいます。浄化槽を普及する上においては、公共浄化槽ではなく、少数かつ複数戸の共同管理として浄化槽の設置を可能とすることで普及が進むのではないかと思料しています。

については、共同設置の要件緩和などを特段のご配慮をお願いします。

また、浄化槽設置における初期に計画し設置した人槽が、跡継ぎがいなくなり高齢者世帯のみになるなどの理由で実態の人槽に伴わなくなるケースがあります。これにより維持管理費の負担が大きく、生活が圧迫されることになっています。

併せて、設備の耐用年数を迎えるとさらに更新費用が発生することになり、住民の生活が益々苦しくなることが予想されます。

については、人槽の維持管理費の見直しや補助制度の創設など特段のご配慮をお願いします。

3. 観光施設のトイレ整備について

観光施設のトイレ整備において、観光庁の持続可能な観光の促進に向けた受入環境整備事業やインバウンド受入れ環境整備高度化事業など観光庁においての補助メニューでは、トイレの有料化に係る整備やバイオトイレ等の整備にのみ対象となっています。

老朽化したトイレは、景観も悪く、異臭など衛生面など観光地にとってマイナス要因となります。観光客には気持ちよく快適に過ごしていただき、日本の顔となるおもてなしがある魅力ある観光地にしていかなければなりません。

については、何かに特化した形ではなくトイレの整備(リニューアル)自体についても補助対象等、要件緩和いただきますよう特段のご配慮をお願いします。

4. 給食費の無償化について

急速に進行する少子化により、子育て支援施策の充実は先送りの許されない喫緊の課題となっています。給食費においては、家庭の経済的負担に鑑み、給食費負担の軽減に踏み出す自治体が急速に広まってきていますが、財政面など様々な事情により実施できない自治体が多いのが現状であります。居住する自治体によって家庭の経済的負担に大きな格差が生じることは適切ではなく、本来は国の責任において全国一律の対応が望まれるものであります。

また、食育の観点から、給食費の無償化とともに、学校給食を質的にもより豊かなものにしていく配慮も求められています。

故に、子育て支援施策として給食費の無償化を実現するため、関係法令の改正及び所要経費の財源を国の責任において全額確保し、自治体に交付していただきますよう特段のご配慮をお願いします。

5. 空き家空き地対策について

地方から都市部への人口流出により、過疎地で一人暮らし高齢者が多く跡継ぎがない、あるいは帰ってこない、あるいは相続の複雑化の問題などから、多くの空き家空き地が残され増える一方であり、やがて空き家においては老朽危険家屋になり、空き地においては雑草の繁茂や獣の住処となり、近隣の住環境の安全確保や景観に支障を来たしています。

これらを解消する為に、現在の空き家の除却に対する補助制度においては、跡地の利用に対する制限や補助の下限值（1,000万円）などがありますが、要件が厳しく活用がしにくい状況であります。

については、市町村による空き家の除却に対する支援制度の充実及び用途の制限や下限值を設けないなどの要件緩和、また、個人向けの空き家の所有者による空き家の解体費用に対する支援制度の充実をお願いします。

また、相続などの問題においては、空き家所有者への支援体制の充実、相続登記の義務化や空き家の活用・解体等に向けた空き家所有者が相続等の課題を整理しやすくするための司法書士や税理士・建築

士等の専門家に相談しやすい環境づくり（紹介制度やアドバイザーボードの設置等）や相談等に対する補助制度の充実をお願いします。

また、市町村の職員育成に向けた支援空家特措法の改正に伴い、管理不全空家に対する市町村の措置が制度化される中で、空き家の利活用や除却、管理不全空家に対する指導・勧告などは、専門的知識が必要なことから、市町村職員に対して、専門的知識が習得できる研修機会の提供や専門家派遣などの支援制度の充実をお願いします。